

第2節

生物の多様性の確保

1 貴重・希少な野生生物の保護

1-1 天然記念物指定による野性生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、開発等により影響を受けることが予想される場合は、必要に応じて専門家の指導により調査し、影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物に指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

1-2 希少な野生生物の保護

希少な野生生物種及びその生息・生育環境を保全するため、三重県文化財保護条例に基づく天然記念物の指定、三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定とその適正な管理を行っています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定や、その生息地等を保護するため、希少野生動植物監視地区の指定などの制度を整備しました。（施行は平成15（2003）年10月1日から）

現在、三重県の希少野生動植物に関する目録として、「自然のレッドデータブック・三重」が三重自然誌の会から公表されており、野生動植物保護の啓発や各種開発事業実施にあたっての保護などに活用されています。

1-3 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等の保護施設を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖、有害鳥獣の捕獲、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成14（2002）年度には、第9次鳥獣保護事業

計画（平成14（2002）～18（2006）年度）に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、野生生物保護モデル校の育成、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-2-1 鳥獣保護区等保護施設の設定状況（県設定）

区 分	鳥 獣 保護区	特 別 保護区	休 獵 区	銃 獵 禁 止 区 域	獵 区
箇所数（箇所）	96	8	13	87	1
面 積（ha）	57,647	683	6,357	55,201	2,810

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区 分	概 要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休獵区、銃獵禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

1-4 野生生物の生息状況等の把握

県内の自然環境の現状及び野生生物の生息・生育分布状況を把握するため、平成14（2002）年度には、自然環境保全法に基づき自然環境基礎調査として、県内の中大型哺乳類について県内全域においてアンケート調査を実施しました。また、地域で守りたい自然として応募のあった地域から県内5ヶ所について、動植物調査を行いました。人とのあつれきのあるニホンザルについては、63の群に電波発信器を装着し、遊動域を調査するとともに、群れの状況を把握できるようにしました。

2 生態系の多様性の確保

2-1 主要な生態系・自然生息地の保護

● 開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4（1992）年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業に関する指導要綱に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備しました。（施行は平成15（2003）年10月1日から）

また、ブラックバス等の移植放流が禁止されていることについて普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況
(12施設) (平成15年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガー	11
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	14
	長鼻目	ゾウ科	アフリカゾウ	1
	霊長目	ウシ科	アメリカバイソン	1
		ヒト科	チンパンジー	1
		オナガザル科	マントヒヒ アカゲザル ニホンザル	35
は虫類	有鱗目	ボア科	ポールニシキヘビ インドニシキヘビ	4
	わに目	アリゲーター科	カイマン	1